

年金について学ぼう 教えて！加給年金額と振替加算 市民課国民年金係からのお知らせ



加給年金とは

生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳に到達した年度の未までの子供(または20歳未満の障害のある子)がある場合に、加給年金が支給されます。

■本人の受給要件は

原則として20年以上の厚生年金又は共済組合に加入していること(中高齢者の特例が受けられる人は15年～19年)

特別支給の老齢厚生年金を受給していること

昭和9年4月2日以後生まれの受給権者の場合

配偶者の加給年金額に特別加算がつきます。しかし、配偶者が65歳になると、配偶者の加給年金は打ち切られます。

その後は、生年月日に応じて振替加算として配偶者の老齢基礎年金に加算されます。

加給年金額(平成18年度の額) 配偶者への特別加算額

受給権者の生年月日	配偶者の加給年金額	配偶者特別加算	合計
昭和9年4月1日以前生まれ	227,900円	0円	227,900円
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	227,900円	33,600円	261,500円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	227,900円	67,300円	295,200円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	227,900円	101,000円	328,900円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	227,900円	134,600円	362,500円
昭和18年4月2日以降生まれ	227,900円	168,100円	396,000円

配偶者の恒常的な年収が850万円以上、共稼ぎで配偶者自身も厚生年金(共済組合)に20年以上加入している場合で、年金が受けられるようになると加給年金は支給停止されます。また、配偶者が障害年金を受けられる間も支給停止されます。

振替加算とは

加給年金の対象である配偶者が65歳になると、加給年金はなくなりません。

しかし、配偶者自身が昭和41年4月1日以前生まれの時は、それに代わる額として、配偶者自身の老齢基礎年金に生年月日により決められた額が加算されます。これを振替加算といいます。

振替加算の額(平成18年度の額)

生年月日	年額
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	136,700円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	130,600円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	124,700円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	118,500円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	112,400円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	106,400円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	100,300円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	94,100円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	88,200円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	82,000円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	75,900円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	70,000円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	63,800円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	57,700円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	51,700円

■ご注意願います

配偶者自身の厚生年金の加入期間が20年(中高齢の特例は15年～19年)以上あり、老齢厚生年金を受けられる場合には、加給年金も支給されませんので、振替加算も行われません。

市民課国民年金係
☎42・1805

安心して老後が過ごせますか 12月は介護保険料納付強調月間です

いきがい課からのお知らせ



12月は、介護保険料納付強調月間として、納期限ごとに送付している督促状(第3期末納分)のほか、過去の未納分の催告状を該当する方に送付します。納付方法や未納の状況など分からないことがあります。また、分割納付の方法もありますので、気軽にご相談ください。

なお、未納が続いたときの措置については、広報10月号でお知らせしていますので、ご覧ください。

■住宅改修費とは

広報るもい11月号の留萌市議会だよりの介護保険にかかる答弁中で、「住宅改修費」の支給内容につきまして、訂正がありましたので、改めて内容について説明いたします。

住宅改修費は、要支援、要介護認定を受けた方で、在宅で生活し、住宅改修が必要とされる方が対象になります。

納付額は、20万円を上限として、その1割の2万円を本人が負担し、あとの9割の18万円を介護保険で給付するものです。

【例】25万円の総費用で住宅改修をした場合

改修総費用 25万円		保険給付対象外 5万円
支給限度額 20万円	利用者 2万円	利用者 5万円
保険給付分18万円	利用者 2万円	利用者 5万円

先月号の広報の中では、「単年度」の支給とありましたが、実際は「被保険者(本人)」に対して20万円を上限として給付いたします。なお、「市内で転居したとき」「要介護度が3段階以上上がったとき」は、再度、住宅改修費の支給が受けられます。

住宅改修費の給付の対象となるのは、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床・通路面の材料の変更、扉の引き戸などへのとりかえ、和式から洋式への便器のとりかえなどがあります。詳しい内容や申請の仕方などは、介護保険係にお問い合わせください。

介護サービスを利用するには、介護申請手続きを行い、介護の認定を受けなければなりません。市・いきがい課

☎49・2558

編集・発行

留萌市政策経営室企画調整課
広報るもいへのお問合せ

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報るもい』係
☎0164-42-1809 / FAX 0164-43-8778
ホームページ <http://www.e-rumoi.jp/>
Eメールアドレス koucyou@e-rumoi.jp

クイズの応募方法

「答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に『商品券』が当たります!!応募期限は12月11日です。

●人の動き●平成18年10月末現在。()は前月比

人	男	女	世帯
26,839 (-37)	13,022 (-41)	13,817 (+4)	12,805 (-21)

2006年12月号/通巻585号 印刷/はくおう印刷
この広報誌は、再生紙を使用しています

得 クイズるもいのつぼ

先月号のクイズの答えは、納税です。(問題は、「国民の三大義務は、『勤労の義務』『教育の義務』の義務です。に入る文字をお答えください。でした。)

今月号のクイズ(特別編)
「今年も早いもので、残りわずかとなりました。今回は、『留萌の10大ニュース』と題し、「留萌の今年の出来事」を募集します。」記入上の注意:平成18年1月～平成18年12月の間に留萌で起きた出来事で印象深いものを3つ記入してください。個人的な出来事、中傷、批判的な内容は、集計対象外となります。今年の留萌の出来事で、あなたが心に残るものは?

飲酒運転は、犯罪です。年末に向けて飲酒の機会は増えると思いますが、お酒を飲んだら、運転は絶対禁止です。